

成年後見制度をもっと身近に

▶▶▶ 制度の利用に必要な費用を助成しています



詳細はこちら

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でなくなっても、安心して暮らすことができるよう、本人を法律的に保護する制度です。

家庭裁判所から選任された成年後見人、保佐人または補助人(以下、「後見人」)が本人に代わって契約などの法律行為や財産の管理を行います。

成年後見制度の利用に必要な報酬

後見人は、家庭裁判所が認めれば誰でもなることができ、弁護士や司法書士などの専門職や市民後見人など親族以外の人を選ばれることもあります。その場合、後見人へ本人の財産から報酬を支払うことになります。

市は報酬の支払いが難しい人でも制度を利用できるように、報酬に対する助成をします。

成年後見制度利用支援事業

▶助成の対象者 住所が市内にある人または住所地・居住地特例で市外の施設に入所している人で、かつ本人が次のいずれかに該当する場合。

①生活保護法による保護を受けている
②単身世帯の場合 年間の収入見込額が120万円以下であり、かつ、現金、預貯金その他の資産の合計額が120万円以下

③2人以上の世帯の場合 年間の収入見込額が170万円以下であり、かつ、現金、預貯金、その他の資産の合計額が170万円以下

▶助成額 家庭裁判所が決定した額。ただし、在宅の場合は月2万8千円、施設入所または入院の場合は月1万8千円を上限とします。

相談は成年後見センターへ

市は「八幡平市成年後見センター」を開設しています。センターでは、成年後見制度の利用を必要としている人が、適切に利用できるよう、制度に関する相談や利用支援を行っています。気軽に相談してください。

▶利用時間 午前8時半から午後5時15分まで
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

保育施設に入っていない児童も一時保育が利用できます



詳細はこちら

通院や冠婚葬祭などのほか、育児を頑張っている保護者のリフレッシュのため、児童を保育施設に預けることができます。

一時保育を実施している市内の保育施設と対象児童の年齢は表①のとおりです。

保育時間 公立保育所は午前8時半から午後4時半まで

利用料 公立保育所は表②のとおり

※私立保育施設の保育時間と利用料は、施設によって異なるので、各保育施設にお問い合わせください。また、利用料以外に実費が必要な場合があります。

申請方法 利用する保育施設へ事前に申し込んでください(公立保育所は1週間前まで)。

※持ち物などは、各保育施設にお問い合わせください。
※人数や行事によっては、利用できない場合があります。

表① 一時保育を実施している市内の保育施設

区分	施設名	対象児童	電話番号
公立	寺田保育所	2歳児から	77-2328
	松尾保育所		68-7773
	柏台保育所		78-2002
	田山保育所		73-2155
私立	東慈寺保育園	満1歳から	76-3236
	杉の子こども園	生後6ヵ月から	76-3345
	大更こども園		76-3526
	平館こども園		74-2025
	あしろこども園		72-2431
	森の子保育園		70-1880
	畑保育園		72-5511
ままいろはうす	生後8週から2歳まで		090-3368-4810

※公立の対象児童は利用年度の4月1日時点の年齢です。

表② 公立保育所の利用料(日額)

現住所	2歳児	3歳児	4・5歳児
市内	2,000円	1,500円	1,000円
市外	4,000円	3,000円	

※利用後に納付書を送付しますので、指定の金融機関で支払ってください。